

マヌ法典に於ける雜種階級

町 田 是 正

※マヌ法典からの条文(韻文)の引用は、田辺繁子訳「マヌの法典」(岩波文庫)に依った。引用条文の出処、例えば第三章六十条は、(三・六〇)のように示した。

※法典条文中の原語の訳出・解説は、中野義照訳「マヌ法典」(日本印度学会)所収の註釈を参照した。

一、マヌの法典について

二、カーストの意味

三、雜種階級について

四、不可觸賤民について

五、補記—雜種階級の出生について—

◇マヌの法典について◇

古代インド人の人生に於ける三大目的、それはダルマ(Dharma 法)・アルタ(Artha 理財)・カーマ(Kāma 性愛)の三要件とされる。古代の文化人はこの三要件にもう一つモークシャ(Mokṣa 解脱)を加えて、人生觀の四大理想目標とする場合もある。さて、四大目的に関する基本的文献は、マヌ法典・アルタシャーストラ(Arthashastra)・カーマーストラ(Kāmasūtra)それに哲学的諸經典であることは云うまでもない。

人生の理想目標としての徳目の中で、ダルマ(法)を最上位においている。ちなみにダルマの意味する内容を列挙すれば、法則・真理・正義・規範・命令・法律・義務・道徳(人倫)・慣習・制度・宗教的儀式・功德・能力と云った多義である。要はインド人が保持しなければならない義務・道徳・慣習・法律といったものであった。

※マヌ法典の「法」(Dharma)が意味する内容は、現代の我々が使用している法律概念とは異質のものである。即ちマヌ法典中に「万人共通の法」(sadharna-dharma)として掲げている徳目は、宗教や民族並に階級職業の別を問わず遵守すべきものとして不殺生・布施・慈愍・真実・清浄・煩惱除去といった道徳的行為(善行)であり、並にそれらがもつ規範性の強調である。即ちマヌ法典の「法」とは、慣習・宗教的義務・人倫と深い関わりをもつものであった。

マヌの法典と呼ばれているもの、それはマナーヴァ・ダルマ・シャーストラ (Manava-dharma-sastra) という大法典で、数多いインド法典の中の最高位にあるもので、古代インド社会の規範文献として権威的存在であった。ところで、古代インドのダルマ(法)に関する根本資料を総称して「法典」(dharma-sastra)と呼んでいるが、その内容型式に依って、(1)ダルマーストトラ (dharma-sūtra) (2)狭義のダルマ・シャーストラ (dharma-sastra) と區別することが出来る。前者は天啓文献 (śruti 聖典) の類に属するものであり、後者は聖伝文献 (smṛti 伝承) の類に属し、前者とは対立するものである。マヌの法典は後者の聖伝文献に属するものであって、「マヌ・スムリティ」(Manu-smṛiti) と呼んでよいものである。

※マヌ法典の権威性について……マヌ法典は人類の始祖・マヌのコトバであるとされ「自存神の子、賢明なるマヌは、これらの法(ダルマ)の規則を作」(一・一〇二) った。「この書の中に於てはダルマ(法)、人間の行為の善悪の性質、並びに四姓の遵守すべき不滅のアーチャーラ(作法・慣習)が悉く述べられたり」(一・一〇七)。「作法はシュルティ(聖典)に於て、或はスムリティ(聖伝)に於て、そのいづれに説かるるを問はず、最上のダルマ(法)にしてその故に自制せる再生族は常にこれが遵守に専心すべし」(一・一〇八)。「聖典とはヴェーダの義にして聖伝とはダルマ・シャーストラ(法典)なりと知るべし。この両者

は如何なる事項に關しても疑ひを挿むべからず。なんとすればダルマ(法)はこの兩者より發現したればなり」(二・一〇)と。右に引用した条文からも理解されるように、マヌ法典はインド法典の王座を占めるばかりでなく、その内容は我々の近代的法律觀念とは異質のものであり、現代の法律意識を超越している。云うなればカリスマの權威の文獻であつた。

マヌ法典は前二百年から後二百年に至るアンドラ朝(正称サータヴァーハナ朝)下で現存の形を整えたもので、その思想背景にはヴェーダンタ(Vedānta 奥義書)及びヨーガ(Yōga 瑜伽)の哲学思想が認められ、成立以來類書を圧して実に現代に至るまで絶大な權威を保つてきたのである。

◇「カースト」の意味◇

十六世紀の初頭、インド西海岸に進出したポルトガル人は、インド人社会に於ける特異な集团的身分区分の制度をみて、それは血統或は家系によるものと考え、ポルトガル語で「人種、種類、血統」を意味するカスタ(Casta)と呼んだ。元来、カスタはラテン語のカスタウス(Castus 純血)から派生した語である。ブラッシーの戦を機にして(一七五七年)インドを支配するに至つた英國人は、「カスタ」がインド語だと思ひそのまま英語の中に入れて使用した。その結果カースト(Caste)という英印語が成立した。インドには古代より集团的身分制を表現する語として、ヴァルナ(Varna 色)とジャーテイ(Jāti 出生)の二つがあつた。ヴァルナは種姓(四種姓)と訳され、バラモン(婆羅門) (Brahmāna)・クシャトリア(Kshatriya)・ヴァイシヤ(Vaiśya)・シューードラ(Sūdra)の四姓を指してきた。従来、我が国では四種姓のそれがカーストだと解せられた事もあつたが、「四種姓」を「カースト」と同意に解することは誤りであらう。

古代社会の發展に伴つて特定の地域、特定の言語、特定の職業、種族と宗教などの違いによつて、新たに集团的身分制が形成されるに至つた。これを副カーストの派生と呼ぶが、副カーストが派生することにヴァルナ(四種姓)の内部に多く

のランクが生じたのである。更には四種姓にも属さない階級（雜種姓族）が派生し、あきらかに後になって不可触賤民（Paria・achuta）と呼ばれる最上層が形成されていった。即ち、ジャーティ（誕生・出生）によって、自己の属するヴァルナが決定するという宿命を負ったのである。このジャーティ（Jati）によって派生細分化される宿命的な（身分的集団）社会秩序（副カースト）は、如何に政治的支配体制（王朝）が交替しようとも、その仕組は変革されることがなかつたのである。

※マヌ法典によれば、ヴァルナ（varna四種姓・正種姓族）に関してこれを①ドウウイジャ（Duhvija再生族）②エーカジャ（ekala一生族）の二類に分ける差別的規範が固定化している。即ち成年に達した男子は諸種の宗教儀式があり、就中ウツバナヤーナ（Upanayana入門式）が重ぜられ、この儀式を許される階級は、バラモン（Brahmana）クシャトリア（Kshatriya）ヴァイシヤ（Vaishya）の三種姓に限られ、ヴェーダの学習が許され宗教的生活に入ることができ、宗教的に再生（dvija）できると考えられた。第四番のシュードドラ（Sudra）は再生の権利がないとされた。（マヌ法典十・一二六。十・四。参照）

周知の事柄であるが、此処で改めてマヌ法典に規定される、ヴァルナ（正種姓族）全階級の性格について見ておきたい。

法典には全階級に共通する―但し雜種姓族は除外されている―法規として次の如く規定している。即ち「不殺生・真実・不偷盜・純潔・及び五官（感官の制御）の抑制をマヌは四階級に対する法の要点なりと宣ぶ」（十・六三）と。この規定で注目される事は、四姓（ヴァルナ）に共通する義務として不殺生を特に重んじていることである。いま法典が義務規定づける五つの徳目は、実は原始ジャイナ教の比丘（bhikhu 修行者）に課した五戒、或は仏教徒の実践徳目としての五戒と全く大同小異である。そして、マヌ法典も戒律としての五戒も共に「不殺生」を最上の徳目としていることは、生きとし生ける生命（いのち）を愛するという、生命を愛する思想に基くものであり、その生命を傷つけることは最大の罪惡なりとする

実践理念に裏付された観念であった。

マヌ法典はヴァルナの各階級の性格について次のように規定している。(一)「バラモンにはヴェーダの教授と学習、自己又は他人のための行祭、布施を与へ又受くることを定めたり」(一・八八)。(二)「クシャトリアには人民の保護、施与、供饗、ヴェーダの学習、及び感覚的対象に対する無執着を指定せり」(一・八九)。(三)「ヴァイシャには牧畜、施与、供饗、ヴェーダの学習、商業、金銭の貸与、及び土地の耕作を指定せり」(一・九〇)。(四)「されど主宰神はこれらの三種姓に甘んじて奉仕すべき唯一の職能をシュードラに命じたり」(一・九一)と。各種姓の義務と職能が規定されているが、特に厳しく禁止された事は、下の階級者が上位の階級の職業に従事することであった。上位者が生活困窮のために下級の職に就くことは容認されている。また、一族であるシュードラは、奴隷生活が奉仕する主人から解放されることがあっても、奴隷（シュードラ）の身分からは絶対に解放されることがなかった。そこにカースト本来の意味を見る思いがするのである。

◇ 雑種姓族（雑種階級）について ◇

マヌの法典は十二章全篇二千六百八十四条の韻文で綴られ、その中の第十章百三十一箇条に於て、カースト法規（身分法規）の詳細な説明がされており、本法典の基礎概念をなしている。以下、カースト制下における「雑種姓族」(Antara-prabhava)の社会的存在の意味を述べてみたい。

マヌ法典に次のような規定がある。

「バラモン Brahmana' クシャトリア Kshatriya' 及びヴァイシャ Vaisya は再生 (dvi-ja) のものなり。されど

第四番目のものシュードラ Sūdra は一生 (ekaja) のみのものなり。第五の種姓 (Varṇa) はなし」(十・四)。

さて法典には「第五の種姓なし」と説かれているが、しかし他方では「法典の規定に違反したる者の義務に関してシュードラに同じ」(十・四一)と規定されている。いま法典に違反するというのは、(一)異階級間の婚姻、(二)姦淫、(三)義務と職業の放棄とを指している(十・二四)。つまり法の侵犯者(法を乱した者)はシュードラ(奴隸)と同等か、或はそれ以下の卑賤者として蔑視されたのである。こうした事から四種姓の他に最下級の種姓(階級)が存在し、それが知られる。

マヌには「第五の種姓は無し」(十・四)と説かれているが、しかし第十章の身分法の全条に於て、四種姓(再生階級)・一(再生階級)生族(再生階級)の外に「雑種姓族」の存在と性格について、こまかい規定が説かれている。即ち、古代インドのカーースト社会は四種姓制に依って規律されていたが、実際には第五番目の最下級の種姓が存在し、社会の一部を構成していたのである。

マヌに規定される雑種階級は、順生族 (Anuloma) と逆生族 (pratiloma) とに分けられている。即ち結婚に関して、上階級の男と下階級の女との婚姻で発生した場合を順生と云い、その反対の場合を逆生と呼んでいる。そして法典に規定される「雑種階級」とは、階級の混乱 (Varasankara) に依るもの、つまり異階級間の結婚によって発生したものとされている。いま関係条文を左に掲げておこう。

○ヴァイシヤ、クシャトリア及びバラモン(再生階級)の女によりてシュードラより夫タアヨーガヴァ、クシャトトリ及び人の最下級のものたるチャーンダーラ(再生階級)生る。これらは種姓の混乱より生ぜるものなり」(十・一二)。「シュードラよりは逆の順序に従ひて、より高き階級の女により三つの低き生れの息子アパタサダ(再生階級)生る。即ちアヨーガヴァ、クシャトトリ、及び人類中の最も下級なるものたるチャーンダーラ(再生階級)生る」(十・一六)

○「異りたる階級の人々によりて犯さるる姦淫により、婚姻すべからざる婦人との結婚により、又各々に命ぜられたる義務及び職業の放棄の混乱による息子生る」(十・二四)

○「今や種姓の混乱より生ぜるこれらの息子を枚挙せん。彼等は男女階級の順及び逆によりて生れ、かく互に関係せるものなり」(十・二五)

法典に依れば、雑種階級とは順生とか逆生の如何んをとわず、すべて法の侵犯者(法を乱したるもの)となし、これを「パティタ」(Pātita 失権者)と呼んでいいる。即ち四種姓族から墮された最下級の者を意味している。なかでも、特に最下級卑賤者として(次節で述べようと思うが)、規定されているのは逆生族の六種類である。

※最下級失権者とは逆生族の——スータ(Sūta)、ヴァイデーハ(Vaidēha)、チャーンダーラ(Cāṇḍāla)、マーガダ(Māgadha)、クシャットリ(Kṣātri)、アーヨーガヴァ(Ayogava)——の六種類を云う(十・二一、二六、二六)。マヌ法典に依れば、クシャットリは兇暴残酷な行爲を好む人間(十・九)だとされ、アーヨーガヴァの職業は材木業、織師、青銅器製造者、舞台芸人、石工などとされている。スータの職業は車を駆ること、マーガダは陸路貿易者、彈唱詩人。ヴァイデーハは婦女の侍者保護(調髪・塗油・洗浴)、牧畜としている(十・四七)。現代の我々から見れば社会的にも立派な職業が、カースト制下に在っては卑賤として蔑視されている。

古代法典に出る雑種姓族の種類については、ヴィシュヌ法典(Viṣṇu Dharmasūtra)にはアーヨーガヴァ以下六種。ヴァシシュタ法典(Vasiṣṭha Dharmasūtra)にはチャーンダーラ以下十種。パウダーヤナ律法経(Baudhāyana Dharmasūtra)には十四種。ガウタマ法典(Gautama Dharmasūtra)にはニシャーダ(Niśāda)以下十八種。マヌ法典(Mānava-dharma-sūtra)には六十種。等々を数えていいる。これら数多い雑種階級について、マヌ法典に於ては特定の世襲的職業に従事すること、また特定の地方地域に住居することを、厳しく規定しているのである。その特定の地域とは火葬場附近、山ノ上、森林であったり、村の外とされたのである(十・五〇)。この特定の

職業とか地域を規定するということは、当時のバラモンの権威を背景とした浄・不浄の意識によるのではないか。四種姓制にあって、最下級の雑種卑賤者を設けたのは明らかにバラモン族であり、雑種階級と規定したのはバラモン法制家であったのである。

◇ 不可触賤民について ◇

今日、我々が雑種階級 (Mixed castes) と呼び、最卑賤階級に相当するものと理解している不可触賤民 (Achnia印・untouchables 英) とは、古代マヌ法典によれば、階級の混乱 (Varṇasmikara) によって生れ出た者となし、それらを失権者 (patita 階級から墮されたもの) とよんでいる。

※ 「不可触賤民」の原語は、ヒンディー語の「アチュータ」(achuta・触れるべからざるもの) である。卑賤穢れたる低劣のものであって、正種姓族 (バラモン・クシャトリア・ヴァイシヤ) は接触すべからずとするのである。

マヌ法典に於て特に卑賤階級と規定するものは、前節でも述べたように逆生族に属する六種類のものである。その中でも特に「チャンダーラ」(梅陀羅 Candala) は穢れ、接触すべからざる最卑賤者とされている。マヌは彼等に対して最も蔑むべき住居、生活、職業を規定している。(但し、蔑視されている住居、生活、職能が、果して蔑しむべきものであるか、否かは別の問題であらう)。

○ 「チャンダーラ及びシユヴァパチャの住居は村の外たるべし。彼等はアババートラとなざるべきなり。彼等の富は犬及び驢馬たるべし」(十・五一)

○ 「彼等の食物はアリアン人以外の人々により、壊れたる容器にて彼等に与えらるべし。彼等は夜、村をも町中をも歩くべからず」(十・五四)

○ 「昼は彼等の仕事のために王の命令による標識を付けて歩くべし。又親戚なき者の死体を運び去るべし、とは定れる掟なり」(十

右に引用した規定をみて、その侮蔑的語句が羅列しているのに驚かされる。彼等はアバパートルラ (apapātra, avapātra・不浄族) であり、四種姓族はチャンドーラと接触する事を禁止されている(十・五三)。即ちチャンドーラの触れるものは一切不浄なものとなり、穢されると云うのである。アバパートルラとは、(一)彼等の使用した食器は捨てなければならぬ。(二)食事を与えるとき手にせる食器に与えてはならない、とするのである。彼等は常に放浪し、昼間にのみ特異な職業に従うことが許され、夜間は村落または都市の中を往来することが禁ぜられ、村落の外に彼等だけの部落をつくり、そこに住まわされた。チャンドーラの社会的存在をみると、当に我々が不可触賤民と呼んでいる階級に相応するのである。

マヌ法典に規定された慣習は、ヒンデュー社会に深く滲透し、最卑賤と蔑視されたアバパートルラの生活を、そのまま現代の賤民生活にみる事が出来る。たとえば、今日でも賤民の触れたものは不浄なものと思われ、公共の井戸の使用を禁ぜられ、子供は学校に入ることを許されず、特に信仰する神を祠る寺院への立入も禁ぜられているのである。パテイタ(失権者)、アバパートルラ(不浄族)は穢れたものであり、それらの階級は永久に穢れているとの意識(因習)は、容易に改革されそうにない現実である。

マヌ法典に規定される「チャンドーラ」は一雑種ダダの名称である。しかし、現代のインド社会にみる不可触賤民は単一の種姓ブダではなく、卑賤の職業に従事する多くの卑賤階級を呼んだものである。彼等の生活状態は極度の劣悪条件下におかれ、農奴、日傭労働者の職業は比較的好条件にめぐまれたもので、多くは泥溝掃除、糞尿汲取、皮剥ぎ、洗濯、理髪、水運び、草刈など一卑賤な職業として古来より侮蔑されているに從事しており、なかには家も無い赤貧のも

のも多くとりこまれていた。この不可触階級の解放の必要こそ、インド社会の近代化、つまりカースト・ヴァルナ階級の階層に実質的で着手された事とならう。カーストのみあつて国家の存在を認め、バラモン階級の利益のみを代表して社会全体の福祉を考慮して来たものは種族を蔑して来たのである。

◇補註—雑種姓族 *antara-prabhava* の出生について—◇

Mānava-dharma-śāstra (*Manu-smṛiti*) に規定される雑種階級 (*mixed castes*) の出生経路・職能等について補記しておく。尚 (10・8) とあるは、第10章 8条のこと。

- ① *Brāhmaṇa* と *Vaiśya* の娘からアンバシタ (*Ambaṣṭha*) の息子が生まれる (10・8)。
- ② *Brāhmaṇa* と *Sūdra* の娘からニツナダ (*Niśada*) 又はパラサヴァ (*pārasava* 生ける屍の意) の息子生る (10・8)。*niśada* は正種姓族 (四姓族 *varna*) に対して第5番目の *caste* とせられ、「罪が彼に坐する」を意味するとして嫌われる。*Pārasava* は「*Brāhmaṇa* の淫慾によりて *Sūdra* の婦人にもうけたる息子」(9・178)とされ、*Pārasava* とは、「父を地獄から救うことについては屍以上の何ものでもない」の意からきている (9・178)。今、*Niśada* と *pārasava* の名を記すのは、*Manusmṛiti* (9・160) の *Niśada* と区別せんが為である。

- ③ *Kṣatriya* と *Sūdra* の娘からウグラ (*ugra*) 生る (10・9)。その性状は凶暴殘虐の行為を好む人間とされ (10・9)、職業は穴居動物の捕殺とされている (10・49)。

- ④ *Brāhmaṇa* の娘と *Kṣatriya* からスータ (*Sūta*) の息子生る (10・11)。*varna* の上位の女性と、下位の男性との結婚によって生まれる子を逆生族 (*Pratiloma*) と呼んでいる。雑種階級の中でも卑賤民に属するものはすべて

Pratiloma である。sūta の職業は馬と戦車の取扱い、車を駆ることとしている (10・47)。

⑤ Brāhmana 及び Kṣatriya の娘と、Vaiśya との間にマールガダ (Magadha) 及びヴァライデーハ (Vaidēha) が生れる (10・11, 10・13)。Magadha の出生については、異説もあって Śūdra と Vaiśya との子、又は Śūdra と Kṣatriya との子とする事もある。その職業は商売 (陸路貿易) とする (10・47)。Vaidēha の出生についても異説があり、Śūdra と Kṣatriya との子とか、Śūdra と Vaiśya との子とする事もある。職業は「婦人への奉仕 (後宮の婦人の護衛)」としている (10・47)。

⑥ Vaiśya, Kṣatriya, Brāhmana の娘と Śūdra から、アヨガヴァ (Āyogava), クツナツトリ (Kṣatṭr), チャンダーラ (Cāṇḍāla) が生れる (10・12, 10・16)。これら三種姓は「彼等の父 (Śūdra) よりも更に罪が深く、リアン人の社会から除外 (vāhya) せらる」(10・29) とあり、明に四姓族から除外 (vāhya 排姓族) された卑賤階級である。Āyogava の職業は大工職 (10・48), 材木業, 織師, 青銅器製造者, 舞台芸人, 石工等である。Kṣatṭr の職業は穴居動物を捕えて殺すことと規定している (10・49)。Kṣatṭr と⑤の Vaidēha は逆生族 (pratiloma) であるが、順生族 (anuloma) と同じく聖儀は行うことが出来る。しかし Veda の学習は禁止されている。彼等は卑賤階級ではあるが「不可触賤民」(untouchable) ではない。

⑦ Śūdra の女と Nisāda (②参) との息子はプッカサ (Pukkasa) となり, Nisāda の女と Śūdra との息子はクツカカ (Kukkuṭaka) となる (10・18)。Pukkasa の職業は穴居動物の捕殺を規定 (10・49)

⑧ Ugra の女と Kṣatṭr の息子をシュヴァパーカ (Svapāka) と呼ぶ (10・19)。異説もあって, Cāṇḍāla と Brāhmanā の子, また Cāṇḍāla と Vaiśya の子とする事もある。

⑨ *Manu-smṛti* (10・31) に「而してアリヤ人の社会より除外せられたる者は高き階級の婦人に於て、更に排斥せらるるに値いする種族を生む。より低き階級の人々その数十五にも及ぶ」とある。さて、卑賤階級十五種はどんな教え方をするのか。即ちアリヤン人から除外(排斥)された種族をどうとらえるかによって十五種の教え方も違ってくる。先づ排姓族について、(1) *Vāhya* (排姓) (2) *hina* (下生) の別を設け、(1)の *Vāhya* とは *Sūdra* の *pratioma* で *Ayogava*, *Kṣattr*, *Caṇḍāla* の三があり、(2)の *hina* は *Kṣatriya* 及び *Vaiśya* の *pratioma* (逆生族) で、*Sūta*, *māgadha*, *Vaidēha* の三となり、これらの二類が四種姓族の女及び自族の女と結婚して十五の下生族を産むこととなる。即ち *Āyogava* は *Brahmanā*, *Kṣatriyā*, *Vaiśyā*, *Sūdrā* の女 *Āyogavā* と結合して五種を生み *Kṣattr* は四姓族の女及び *Kṣattr* と結合して五種を産む。然し(1)の *vāhya* と(2)の *hina* とが同一の男性(英語の *men*) だとすれば、それは *Caṇḍāla*, *Kṣattr*, *Āyogava*, *Vaidēha*, *Māgadha*, *Sūta* の六種の *Pratioma* となり、それら賤民間の結合と理解せねばならない。即ち最卑賤の *Caṇḍāla* はそれより上姓の五の *pratioma* と結合して五下生族を生み、*Kṣattr* は四上姓の女と結合して四下生族を生み、*Āyogava* は三下生族を生み、*Vaidēha* は二下生族を生み、*Māgadha* は一下生族を生んで合計十五種となる。然して本条(10・31)の十五種とは、*Sūdra* から出た三の逆生族 (*pratioma*) と正種姓族の女との結合による十二種、及び三 *pratioma* の女(自姓の女)との結合による三種、合せて十五種となっている。

⑩ *Dasyu* と *Āyogava* の女からサイランドラ (*Sairandhra*) が生れる(10・32)。*Sairandhra* は十五種 *Pratioma* の一つであり、その職能は、主人に化粧奉公(調髪・塗油・洗浴など)し、奴隷ではないが奴隷の如くに生活し、或は獸を罾で捕りて生活する(10・32)。

⑩ *Vaidēha* の女と *Caṇḍāla* からパーソンドクソーパーカ生る。竹細工に従事す (10・37)。

⑪ *Pukkasa* の女から *Caṇḍāla* よりも罪深きソーパーカ生る。その職業は祖先伝来の賤業 (*mūlavayasana* *vṛttim-ān*) に従事し、常に善良なる人々によって賤しめられる (10・38)。いま伝来の賤業というは、罪人の斬首又は球根を掘り医薬として売る業務のこと。

⑫ *Nisada* の女と *Caṇḍāla* からアソテイヤークサーインと呼ばれる息子生まる (10・39) 火葬場に雇われ、アソテイヤークサーインの社会より除外 (*vāhyā*) された者達からでさえ排斥される (10・39)。当に我々が不可触賤民と呼ぶ種姓はこの類を指すのであらう。

以上の他にも *Manu-smṛiti* には細かな出生規定が説かれているが省略する。又、卑賤階級と規定され者達と現代の不可触賤民との関連性、或は出生によって職業が決定されてしまう事、住居の問題、アソテイヤークサーイン社会 (*Caste* 社会) から除外される不浄族 (*apapātra*) の問題などを残しているが以上でとどめておきたい。